

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 27 年 1 月 21 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 テックランド近江八幡店 近江八幡市鷹飼町字徳常 351 ほか

2 意見の概要 近江八幡市からの意見

店舗面積を広げることによって生ずる区画面積の変更、排煙設備、非常用照明等について、建築基準法に適合させること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町 236 番地

(2) 縦覧期間 平成 27 年 1 月 21 日から平成 27 年 2 月 23 日まで